

みどりの
食料シス
テム戦略

「環境配慮のチェック・要件化」 (みどりチェック) チェックシート解説書



— 林業事業者編 —

Ver.3.0



MAFF
農林水産省

【 2026.1.22作成 】

解説書の最新版は、
こちらを
ご確認ください。



<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kanryo/seisaku/midori/kurokon.html>

目次

	ページ
みどりの食料システムとは	2
環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）とは	3
「みどりチェック」チェックシート（林業事業者向け）	4
ここをチェック！	
（1）環境関係法令の遵守等	5
①みどりの食料システム戦略の理解	
②関係法令の遵守	
③正しい知識に基づく作業安全に努める	
（2）適正な施肥	6
④肥料の適正な保管（※種苗生産を行う場合）	
⑤肥料の使用状況等の記録・保存に努める（※種苗生産を行う場合）	
（3）適正な防除	7
⑥農薬の適正な使用・保管（※病虫害防除や除草に農薬を使用する場合）	
⑦農薬の使用状況等の記録・保存（※病虫害防除や除草に農薬を使用する場合）	
（4）エネルギーの節減	8
⑧省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	
（5）悪臭及び害虫の発生防止	8
⑨悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
（6）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	9
⑩廃棄物の削減に努め、適正に処理	
⑪未利用材の有効活用を検討	
（7）生物多様性への悪影響の防止	9
⑫生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める	
②関係法令の遵守 対象法令	10
みどりチェックよりもさらに進んだ環境負荷低減の取組を行う方へ	11

みどりの食料システムに向けて 環境にやさしい取組を はじめませんか？

令和4年に「みどりの食料システム法」が制定されました。
みどりの食料システムの実現には、法に基づく基本方針に沿って、
すべての関係者が調達から生産、加工・流通の各段階で
環境負荷の低減に取り組むことが重要です。
そして、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう、
国も消費者の理解醸成に取り組んでいきます。



調達

- 環境負荷低減に資する新たな技術の研究開発
- 木質バイオマス等の地域の未利用資源の活用 など

生産

- 化学肥料・化学農薬の使用低減
- 省エネ型林業機械の導入
- 生物多様性に配慮した施業 など

環境負荷低減に向けた
取組のポイント

消費

- 高層建築物等の木造化の推進
- 木材の利用拡大
- 消費者と生産者の相互理解の促進 など

加工流通

- 環境にやさしい農林水産物を用いた新たな商品の開発・需要の開拓
- 環境にやさしい農林水産物の流通コスト削減に向けた流通の合理化 など

環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）とは

農林水産省の各種補助事業等において
持続可能な食料システムの構築に向けた

環境にやさしい農林漁業のために

必要な最低限の取組を要件化するものです。

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針において示された
農林漁業に由来する環境負荷に
総合的に配慮するための基本的な取組

✓ 適正な施肥



✓ 適正な防除



✓ エネルギーの節減



✓ 悪臭・害虫の発生防止



✓ 廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分



✓ 生物多様性への悪影響の防止



✓ 環境関係法令の遵守



✓チェックシートで、
環境にやさしい取組をはじめましょう！

「みどりチェック」 チェックシート（林業事業者向け）

事業名		Ver. 3. 1	
組織名			
代表者氏名			
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

↓該当する方に○

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	正しい知識に基づく作業安全に努める
	適正な施肥	
<input type="checkbox"/>	④	※種苗生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑤	※種苗生産を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
	適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑥	※農薬を使用する場合（該当しない□） 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑦	※農薬を使用する場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保存
	エネルギーの節減	
<input type="checkbox"/>	⑧	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑨	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑩	廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑪	未利用材の有効活用を検討
	生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑫	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →



ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。

判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(1) 環境関係法令の遵守等

取組のポイント

- 👉 みどり戦略を通して環境負荷低減に関連する基本的な取組や、自らの事業に関連のある環境関連法令を確認しましょう。
- 👉 作業手順や危険箇所の確認を心がけることで、より安全な作業環境の確保につながります。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!

①みどりの食料システム戦略の理解

- ・みどりの食料システム法の基本方針に示された、農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組を理解する。
- ・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－林業事業者編－」に記載されているチェックの判断基準となる取組内容を理解する。

②関係法令の遵守

- ・自らの事業に関係する環境関係法令を遵守する。 ※p.10参照

③正しい知識に基づく作業安全に努める

- ・林業機械等の日常点検・定期点検、整備の実施に努める。
- ・機械の清掃や作業を行わない場合には動力を切る等、林業機械等の適切な管理に努める。
- ・日頃から作業手順等の確認、見直しに努める。
- ・施業時における危険箇所について、表示板の設置等により明示することに努める。
- ・事故が発生する危険性が高いと気づいた事例の職場内での共有に努める。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(2) 適正な施肥



取組のポイント

- 必要な時期に、必要な量だけ施肥を行うことで、栄養分の流出や温室効果ガスの排出を削減するとともに、施肥のコスト削減につながります。
- 地域の有機物を活用することで、化学肥料の生産・流通由来の温室効果ガスの排出削減にもつながります。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!



④肥料の適正な保管 **※種苗生産を行う場合**

- 肥料を直射日光や雨のあたらない場所に保管する。
- 保管場所を定期的に清掃する。
- 肥料の土壌（地下水）や河川への浸透・流出を防ぐため、肥料を土の上などに直置きしない。
- 肥料袋に破損がないか確認する。



⑤肥料の使用状況等の記録・保存に努める

※種苗生産を行う場合

- 肥料の使用状況を記録し、保存するように努める。
- 記録の担当者・責任者を決めるように努める。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(3) 適正な防除



取組のポイント

- ☞ 防除の必要性や方法をよく考え、農薬を使用する場合は、ラベルの表示に従って正しく使しましょう。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!



⑥ 農薬の適正な使用・保管

※病害虫防除や除草に農薬を使用する場合

- ・ラベルに記載されている適用作物、使用方法、使用上の注意事項等を確認する。
- ・ラベル表示に基づき、安全に作業を行うための服装（防除衣）や保護具を着用する。
- ・飛散の少ない剤型・飛散低減ノズルの使用に努め、周りに影響が少ない天候や時間帯を選択して散布を行う。
- ・農薬散布後、器具内部に農薬が残らないよう防除器具を十分に洗浄する。
- ・鍵のかかる保管庫に農薬を保管する等、適切に管理を行う。

※ラベル表示の遵守や毒劇物の取扱いは、法令で定められています。



⑦ 農薬の使用状況等の記録・保存

※病害虫防除や除草に農薬を使用する場合

- ・農薬の使用状況を記録し、保存する。
- ・記録の担当者・責任者を決める。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(4) エネルギーの節減



取組のポイント

- 必要な時期に、必要な量だけ電気・燃料を使用することで、温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストの低減につながります。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!



⑧省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

- ・ 施業において使用するエネルギー（電気、燃料等）について、伝票の保存等に努める。
- ・ 施業において使用するエネルギー（電気、燃料等）について、帳簿への記載により、使用量・使用料金の記録に努める。
- ・ 不要な照明のこまめな消灯に努める。
- ・ 必要以上の冷暖房、加温、保温を行わない等、適切な温度管理に努める。
- ・ アイドリングストップ等を行い、効率的な機械の運転に努める。
- ・ 機械・器具を定期的にメンテナンスし、燃料効率の維持に努める。

(5) 悪臭及び害虫の発生防止



取組のポイント

- 農薬の悪臭防止や害虫の発生源の管理に努めることで、周辺住民や隣接する森林を管理する森林所有者等への影響を防ぎ、良好な関係構築につながります。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!



⑨悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

〈判断基準となる取組内容〉

- ・ 肥料を施用する際の飛散防止に努める。※種苗生産を行う場合
- ・ 窒素の過剰施用の防止に努める。※種苗生産を行う場合
- ・ 農薬の散布は、無風か風が弱いときに行うなどの飛散防止対策により悪臭防止に努める。 ※病害虫防除や除草に農薬を使用する場合
- ・ 松くい虫やカシノナガキクイムシを発見した際に、放置せず被害拡大防止に必要な対応に努める。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(6) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

取組のポイント

- 産業廃棄物の発生抑制・適正処理、再生利用及び林地残材等の未利用材の有効活用により、温室効果ガスの排出を削減します。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!

⑩ 廃棄物の削減に努め、適正に処理

- ・ 施業に伴い発生する廃棄物については適正に処分する。
 - ・ 農薬を使用する際などに使用済みプラスチック類が発生した場合は、リサイクル率を高めるために分別と異物除去に努める。
 - ・ ダンボール等古紙の再生利用、機械などくず鉄の回収業の利用等を検討する。
- ※産業廃棄物の処分については、管轄の自治体にお問合せください。

⑪ 未利用材の有効活用を検討

- ・ 製材等残材、間伐材・林地残材等について、木材チップや木質ペレット等への有効活用を検討する。

(7) 生物多様性への悪影響の防止

取組のポイント

- 市町村森林整備計画に従った森林の施業及び保護など、適切な森林管理により生物への悪影響を防止します。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!

⑫ 生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める

- ・ 様々な樹種、林分構造、林齢、遷移段階などから構成される森林配置を計画する。
- ・ 市町村森林整備計画に基づく森林施業を実施する。
- ・ 溪流沿いにある森林（溪畔林）や崩壊のおそれのある箇所は、保護樹帯として伐採を控える。
- ・ 設定した保護樹帯や保残木に架線や集材路を通過させる場合は影響を最小限にする。
- ・ 管理区域内における絶滅危惧種等の生育・生息情報の収集を実施する。
- ・ 主伐を行う場合は、主伐後の再生林の実施を検討するなど確実な更新を図ることや、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日2林整整第1157号）への留意に努める。
- ・ 水源域で作業する場合は、生分解性チェーンソーオイルの使用を検討する。

②関係法令の遵守 対象法令と概要

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、肥料の包装等に施用・保管上の注意事項等が表示されております。

詳しくはこちら

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/attach/pdf/index-57.pdf（P77参照）



農薬取締法（昭和23年法律第82号）

・登録されていない農薬を使用してはならない
・農薬を使用する者が遵守すべき基準に違反して、農薬を使用してはならないこととされています。

詳しくはこちら

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/index.html



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理する義務があります。

詳しくはこちら

<https://www.sanpainet.or.jp/service/doc/haisyutsu-pamphlet2.pdf>



食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）

再生利用事業計画の認定事業者は、認定計画に従って特定肥飼料等を利用する必要があります。

詳しくはこちら

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_hourei/keikaku.html



容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

「ガラス製容器」「PETボトル」「紙製容器包装」「プラスチック製容器包装」を作ったり、利用している事業者には、それら容器包装の再商品化の義務があります。

詳しくはこちら

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/y_gimu/pdf/date03.pdf



労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならないとされています。詳しくはこちら

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/roudouanzenkyouiku.html



合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）

事業者は、木材等の合法性の確認と情報の記録・保存、情報提供等の義務があります。

詳しくはこちら

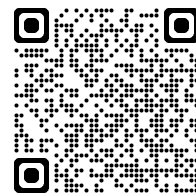
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>



みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

- 林業は、温室効果ガスの吸収源となる森林を育む環境に優しい産業です。一方で、林業機械などの燃油使用による温室効果ガスの発生といった環境負荷が生じている側面もあります。
- 今般、このような環境負荷を低減し持続可能な林業を確立するため、みどりの食料システム法が施行されました。
- 法律では、環境負荷低減に取り組む林業関係者の5か年の計画を認定し、各種支援措置を講ずることとしています。
 - ✓ 「環境負荷の低減」の取組例
 - ・ 燃油使用低減や温室効果ガスの排出削減など

申請書の作成方法は
こちら！



□ みどり認定を受けるメリット

メリット① さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

- 計画認定を受けると、国庫補助事業の採択審査のポイントが加算されます。
対象事業：林業・木材産業循環成長対策交付金 など

メリット② 都道府県の無利子融資の特例が活用できます！

- 計画認定※1を受けると、林業・木材産業改善資金の特例措置(償還期間の延長)を活用できます。

融資	林業・木材産業改善資金
利率	無利子
償還期間	10年以内(据置3年以内)※特例措置では12年
貸付限度額	個人:1,500万円、会社:3,000万円 等

※1 林業・木材産業改善資金助成法に規定する林業・木材産業改善措置を含むこと。

※2 資金の詳細については都道府県に御相談ください。

□ みどり認定の申請方法



申請については、まずはお住まいの都道府県庁に御相談ください！

お問合せ先

農林水産省大臣官房
みどりの食料システム戦略グループ

みどりチェック

みどりの食料システム法の認定制度

03-6744-1865

03-6744-7186

MAFF

